

議案第44号

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、ふれあいの里石岡ひまわりの館の使用料を改正するため。

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例（平成17年石岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表 1 屋内施設使用料の表を次のように改める。

1 屋内施設使用料

(1) 団体使用施設

(単位：円)

区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00	追加料金 1時間当たり
ふれあいホール	全体	4,190	5,230	5,230	12,570	2,090
	片側	2,090	3,140	3,140	7,320	1,040
介護研修室	全体	2,090	3,140	3,140	7,320	1,040
	片側	1,040	1,570	1,570	3,140	520
料理教室		2,090	3,140	3,140	7,320	1,040
茶室		1,040	1,570	1,570	3,140	520
ふれあい工作室		2,090	3,140	3,140	7,320	1,040

(2) 個人使用施設

(単位：円)

区分	金額
ふれあい浴室 湯上がり談話室	3歳児未満 無料
ヘルストレーニング室	3歳児以上 1回につき 200
娯楽教養室 福祉レストラン	中学生以上 1回につき 520

備考

- 個人使用の各施設は、単独又は重複使用の場合も、1回の使用とみなす。
- 福祉レストランのみの使用は、無料とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。